

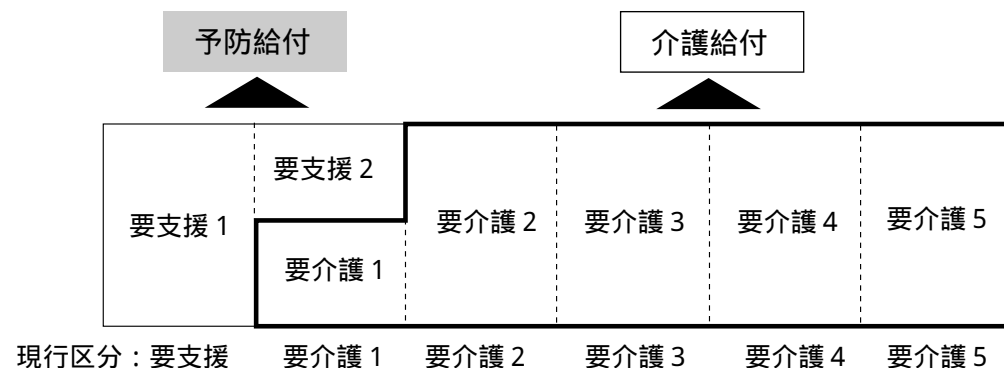
介護保険制度（後編） - 介護保険制度の見直し -

見直しの基本的視点

制度の持続可能性 明るく活力ある超高齢者社会の構築 社会保障の総合化

新予防給付の創設

要介護状態等の軽減 悪化防止に効果的な 軽度者を対象とする新たな予防給付が創設されます。マネジメントは「地域包括支援センター」等が実施することになります。



地域支援事業の創設

市町村は 第1号被保険者が 要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため 地域支援事業を行います。（「地域包括支援センター」が行います。）

施設給付の見直し

これまで、施設と在宅の間では、介護にかかる費用に大きな不合理が生じていました。施設に入れば部屋代も食事にかかる光熱費等も介護給付費の中に含まれていました。しかし、在宅の場合、毎月の家賃や食事にかかる光熱費等全て実費であり、介護保険の1割負担分も入れると毎月10万円を超える費用が必要となります。これは施設に入所した場合の2倍以上になります。それを是正するために施設給付の見直しがされました。（2005年10月施行）

介護保険3施設（ショートステイを含む 等の居住費・食費について 保険給付の対象外になります。ただし 低所得者には所得に応じた負担上限を設け介護保険から給付を行う等の配慮がされます。

新たなサービス体系の確立

身近な地域で 地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となるよう、「地域密着型サービス」が創設されます。そして、地域における総合的な相談窓口機能 介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援を担う「地域包括支援センター」が創設されます。

《地域密着型サービス》

- 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護（デイサービス）
- 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入所者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員30人未満）

サービスの質の確保・向上

情報の公表制度

都道府県知事または指定調査機関が 事業所 施設等に対して基本情報（人員 設備、利用料金等）と調査情報 各種マニュアルの有無 記録等管理の有無等 からなる 介護サービス情報 を調査し インターネット上に公表します。

事業者規制の見直し

指定の更新制（6年ごと） 導入 欠格要件の見直し、勧告 命令等の追加 事業者の責務規程の創設等が行われます。

ケアマネジメントの見直し

包括的 継続的マネジメントの強化（地域包括支援センターの創設） ケアマネジャーの資格の更新制（5年）の導入 研修の義務化、独立性 中立性の確保（一人当たり標準担当件数の見直し） 介護職員については、将来的には 介護福祉士 を基本とする等が見直されます。

負担の在り方・制度運営の見直し

- 第1号被保険者の保険料の見直し
- 要介護認定の見直し
- 市町村の保険者機能の強化

被保険者・受給者の範囲

現在支援費制度として行われている障害者制度等との一体的な見直しがされます。

その他

- 福祉用具販売事業者に対する指定制度の導入
- 住宅改修に対する事前申請制度の導入

悪質な住宅改修事業者が保険給付として適当でない住宅改修を行い 費用が支給されない、あるいは利用者の状態にあった住宅改修が行われていない実態があるため 保険給付の対象とする住宅改修については あらかじめ市町村に申請書を届け出て、その審査を受ける事前申請制度の導入が検討されています。

名古屋市は2006年1月から「住宅改修費受領委任払い制度」として改修事業者登録を行っています。2006年1月16日現在305社（市内・市外）が登録しています。

愛知県内市町村介護保険課 担当者各位 フォローアップ講習の

『介護保険を利用した住宅改修申請実務講座』を受講された方へ

『高齢者のための住宅改修制度についてのアンケート結果の【1】介護保険以外の住宅改修の制度について』に間違いがありますので、修正願います。

修正箇所は以下の通りです。

半田市の給付金額の上限 × 30万円 3万円